

食品廃棄物等の発生抑制の目標値について（案）

1. 経緯

平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）での検討を踏まえ、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 13 年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、可食部分の廃棄処分が多く、発生抑制の重要性が高い 16 業種について、業種・業態の特性やデータの存否等を考慮の上、平成 24 年 4 月に発生抑制目標値を暫定的に設定したところ。

また、16 業種とは別の 21 業種については、WGにおいて、暫定目標値の設定から 2 年経過後の本格実施の際に発生抑制の目標値を設定すべきと整理されたところ。

このため、今回 21 業種と暫定目標値を設定した 16 業種について、目標値の設定に係る検討を行った。

2. 目標値の設定の条件

定期報告等のデータを用いて、「食品廃棄物等の発生量」と「密接な関係をもつ値（売上高、製造数量等）」の間に相関係数 0.7 以上の相関があること等を条件としつつ、業種・業態の特性を十分踏まえたものとなるよう工夫するとともに、産業活動への過度な制約とならないよう留意して検討を行った。

3. 21 業種のうち新たに目標値を設定する業種

（1）設定条件の精査

平成 23 年度の定期報告等のデータを用いて、21 業種について、相関係数 0.7 以上の相関があること等を条件として精査したところ、「水産缶詰・瓶詰製造業」、「野菜漬物製造業」、「飲

食店（食堂・レストラン）」、「飲食店（居酒屋等）」、「飲食店（喫茶店）」、「飲食店（ファーストフード店）」、「飲食店（その他の飲食店）」、「持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業者を除く。）」、「結婚式場業」、「旅館業」の10業種について条件が合致した。

（2）飲食店に係る目標値の区分

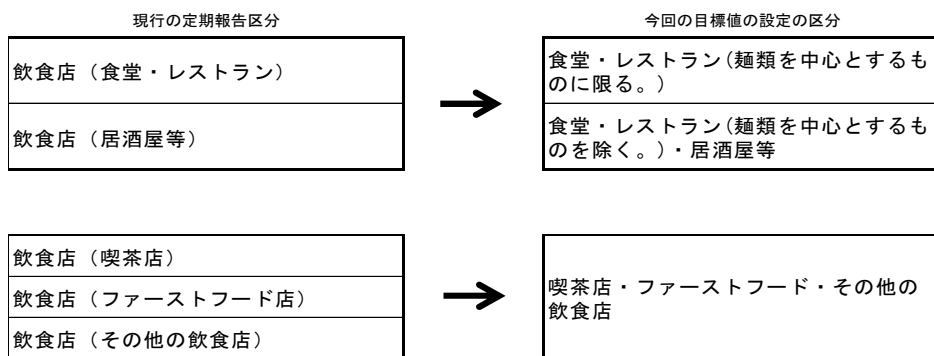
平成24年4月に16業種の暫定目標値を設定した際、今後も発生抑制の目標値を随時設定していくため、「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令」（平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第4号。以下「定期報告省令」という。）を改正し、定期報告の業種区分を27業種から74業種に変更したところ。

その際、「飲食店」についても、「飲食店（食堂・レストラン）」、「飲食店（居酒屋等）」、「飲食店（喫茶店）」、「飲食店（ファーストフード店）」、「飲食店（その他の飲食店）」に区分を変更したところであるが、発生抑制の目標値の設定の区分については、引き続き食品廃棄物等の排出実態を踏まえて検討していくこととされていたところ。

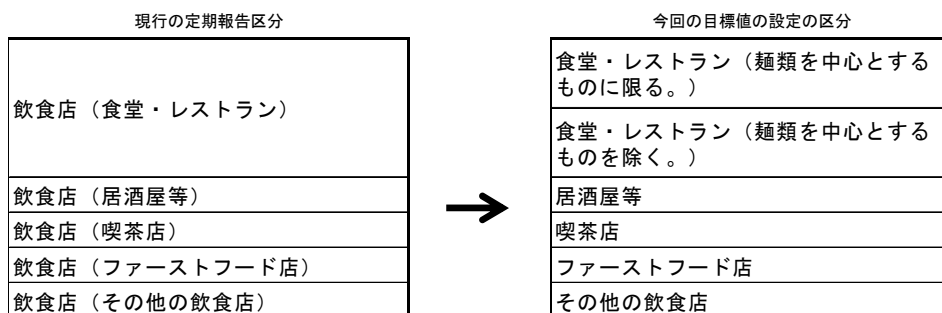
この度、食品廃棄物等の排出実態により即した目標値を設定する観点から、「飲食店」については、「食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）」、「食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）・居酒屋等」、「喫茶店・ファーストフード店・その他の飲食店」に区分を変更して目標値を設定することとする。

なお、新たな目標値の区分においても、再度条件を精査したところ、条件に合致することが確認できた。

※目標値の設定の区分の変更に併せて、定期報告省令を改正し、区分を74業種から75業種に変更する予定（区分の細分化のみ）。



「飲食店」の発生抑制の目標値の区分の変更



「飲食店」の定期報告の区分の変更

(3) 目標値について

21 業種のうち新たに設定する業種の目標値については、目標値設定区分の業種ごとに平成 23 年度定期報告等の発生原単位の平均値に、暫定目標値を設定した際と同様に、標準偏差の 2 分の 1 を加味した値を発生抑制の目標値として設定することとする。これは、平成 24 年 1 月の WG 報告書において、「発生抑制の目標値の設定に当たっては、先進的な企業の実績をベースとした高い目標値よりも、多くの事業者が取り組めるよう、しばらくの間は、発生抑制の実施が著しく低い事業者を底上げすることで業種全体の発生抑制に取り組む」との考え方によるものである。

4. 暫定目標値が設定された 16 業種の新たな目標値の設定について

平成 24 年 4 月に 2 年間の暫定目標値を設定した 16 業種について、今回新たに設定する業種と同様に、平成 23 年度の定期報告等のデータを用いて、相関係数 0.7 以上の相関があること等を条件として精査したところ、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とす

るものを除く。)」以外の 15 業種について条件が合致した。

当該 15 業種について、平成 24 年度の定期報告のデータを活用し、暫定目標の達成状況を確認したところ、15 業種の全ての業種について目標の未達成者が存在することから、多くの事業者が取り組めることが重要とした発生抑制の目標値の設定の趣旨を踏まえ、15 業種について平成 24 年 4 月から 2 年間の暫定目標値を、平成 26 年 4 月から本格実施の際の目標値として再度設定することとする。

5. 目標値の期間

WGにおいて、発生抑制の目標値の期間は再生利用等実施率目標と同様に 5 年とするのが適切であると整理されたところ。

このため、今回の発生抑制の目標値の本格実施に伴い、目標値の期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年間とする。

6. 業種別発生抑制の目標値

業種別発生抑制の目標値（平成 26 年 4 月から 5 年間）は以下のとおり。

業種別発生抑制の目標値

業 種	発生抑制の目標値	備 考
肉加工品製造業	113kg／百万円	
牛乳・乳製品製造業	108kg／百万円	
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg／百万円	新規
野菜漬物製造業	668kg／百万円	新規
味噌製造業	191kg／百万円	
しょうゆ製造業	895kg／百万円	
ソース製造業	59.8kg／t	
パン製造業	194kg／百万円	
麺類製造業	270kg／百万円	
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg／百万円	
冷凍調理食品製造業	363kg／百万円	
そう菜製造業	403kg／百万円	
すし・弁当・調理パン製造業	224kg／百万円	
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg／百万円	
各種食料品小売業	65.6kg／百万円	
菓子・パン小売業	106kg／百万円	
コンビニエンスストア	44.1kg／百万円	
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	175kg／百万円	新規
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）・居酒屋等	152kg／百万円	新規
喫茶店・ファーストフード店・その他の飲食店	108kg／百万円	新規
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg／百万円	新規
結婚式場業	0.826kg／人	新規
旅館業	0.777kg／人	新規

7. 今回発生抑制の目標値を設定しない業種

21 業種と暫定目標値を設定した 16 業種のうち、今回目標値の設定の条件に合致しなかった 12 業種については、WGにおいて、「目標値の設定に当たっては更なる検討が必要な業種（今回も条件に合致しなかったことを確認済み）（13 業種）」と整理された業種とともに、当面は食品廃棄物等の発生の実態を把握するとともに、自主的な努力により発生抑制に努めることとする。

WGで、「今の段階では目標値の設定は難しい業種（14 業種）」と整理された業種については、引き続き、当面は自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努めることとする。

WGで、「今の段階では目標値の設定は不適切であると考えられる業種（10 業種）」と整理された業種については、引き続き、自主的な努力により、廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努めることとする。

①目標値の設定に当たっては更なる検討が必要な業種

業種・業態に応じたデータが十分に得られておらず、目標値の設定に当たっては更なる検討が必要な業種（データが整った段階で目標値を設定すべきであり、当面は食品廃棄物等の発生の実態を把握するとともに、自主的な努力により、発生抑制に努める業種）（25 業種）

その他の畜産食料品製造業	水産練製品製造業
その他の水産食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 （野菜漬物製造業を除く。）
食酢製造業	その他の調味料製造業
菓子製造業	食用油脂加工業
あん類製造業	レトルト食品製造業
他に分類されない食料品製造業	清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）
清涼飲料製造業（その他）	蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）
食肉卸売業	その他の農畜産物・水産物卸売業

食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	野菜・果実小売業
食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）	卵、鳥肉小売業
酒小売業	その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く。）
給食事業	沿海旅客海運業
内陸水運業	

②今の段階では目標値の設定は難しい業種

食品廃棄物等のほとんどが製造に伴い必然的に発生する不可食部であるが、可食部及び不可食部の量的把握が不十分であり、今後、発生抑制の余地及び手法について検討する必要があることから、今の段階では、目標値の設定は難しい業種（将来的には目標値の設定を行うものの、当面は自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努める業種）（14 業種）

部分肉・冷凍肉製造業	海藻加工業
塩干・塩蔵品製造業	冷凍水産物製造業
冷凍水産食品製造業	甘しや糖製造業
その他の精穀・製粉業	果実酒製造業
製茶業	コーヒー製造業
米麦卸売業・雑穀卸売業	野菜卸売業・果実卸売業
生鮮魚介卸売業	鮮魚小売業

③今の段階では目標値の設定は不適切であると考えられる業種

食品廃棄物等のほとんどが商品として市場を形成していると考えられ、目標値の設定がその生産の抑制ととられかねないことに加え、食品廃棄物等のうち廃棄処分されているものについても実態把握が不十分であるため、今の段階では、発生抑制の目標値の設定は不適切であると考えられる業種。（当面は、自主的な努力により、廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努める業種）（10 業種）

てん菜糖製造業	砂糖精製業
ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	精米・精麦業
小麦粉製造業	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）
でん粉製造業	ビール類製造業
清酒製造業	単式蒸留焼酎製造業

8. 今後のスケジュール

2月13日	第8回合同会合での審議
2月中旬～3月中旬	パブリックコメント
3月31日	定期報告省令の改正 「発生抑制の目標値」の公表（告示）

平成24年に本格実施の際に発生抑制の目標値を設定すべきと整理された21業種の設定条件の精査

No	業種	区分	平成23年度実績						
			報告 件数	発生量と密接な 関係をもつ値		件数	割合 (%)	相関係数	t検定 (p値)
				名称	単位				
1	水産缶詰・瓶詰製造業	○	17	売上高	百万円	14	82.4	0.860	<0.05
2	水産練製品製造業		27	売上高	百万円	25	92.6	0.664	<0.05
3	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業（野菜漬 物製造業を除く。）		76	売上高	百万円	71	93.4	0.161	>0.05
4	野菜漬物製造業	○	73	売上高	百万円	69	94.5	0.840	<0.05
5	菓子製造業		145	売上高	百万円	134	92.4	0.367	<0.05
6	食用油脂加工業		19	製造数量	t	15	78.9	0.476	>0.05
7	レトルト食品製造業		30	売上高	百万円	29	96.7	0.270	>0.05
8	清涼飲料製造業（茶、コー ヒー、果汁など残さが出る ものに限る。）		118	製造数量	t	56	47.5	0.603	<0.05
9	清涼飲料製造業（その他）		45	製造数量	t	9	20.0	0.640	>0.05
10	食肉卸売業		29	売上高	百万円	26	89.7	▲ 0.264	—
11	食肉小売業（卵・鳥肉を除 く。）		8	売上高	百万円	8	100.0	0.572	>0.05
12	卵、鳥肉小売業		1	—	—	—	—	—	—
13	飲食店（食堂・レストラ ン）	○	293	売上高	百万円	287	98.0	0.806	<0.05
14	飲食店（居酒屋等）	○	54	売上高	百万円	47	87.0	0.952	<0.05
15	飲食店（喫茶店）	○	28	売上高	百万円	26	92.9	0.972	<0.05
16	飲食店（ファーストフード 店）	○	114	売上高	百万円	113	99.1	0.980	<0.05
17	飲食店（その他の飲食店）	○	24	売上高	百万円	24	100.0	0.960	<0.05
18	持ち帰り・配達飲食サービ ス業（給食事業者を除く。）	○	38	売上高	百万円	34	89.5	0.914	<0.05
19	給食事業者		54	売上高	百万円	50	92.6	0.532	<0.05
20	結婚式場業	○	29	客数	人	19	65.5	0.872	<0.05
21	旅館業	○	117	客数	人	77	65.8	0.740	<0.05

飲食店(変更後)の設定条件の精査

No	業種	区分	平成23年度実績						
			報告 件数	発生量と密接な 関係をもつ値		件数	割合 (%)	相関係数	t検定 (p値)
				名称	単位				
1	食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	○	26	売上高	百万円	24	92.3	0.966	<0.05
2	食堂・レストラン （麺類を中心とするものを除く。）・居酒屋等	○	321	売上高	百万円	310	96.6	0.885	<0.05
3	喫茶店・ファーストフード店・その他の飲食店	○	166	売上高	百万円	163	98.2	0.968	<0.05

平成24年に暫定目標値を設定した16業種の設定条件の精査

No	業種	区分	平成23年度実績						
			報告 件数	発生量と密接な 関係をもつ値		件数	割合 (%)	相関係数	t検定 (p値)
				名称	単位				
1	肉加工品製造業	○	71	売上高	百万円	66	93.0	0.763	<0.05
2	牛乳・乳製品製造業	○	81	売上高	百万円	75	92.6	0.881	<0.05
3	味そ製造業	○	22	売上高	百万円	21	95.5	0.937	<0.05
4	しょうゆ製造業	○	52	売上高	百万円	47	90.4	0.790	<0.05
5	ソース製造業	○	15	製造数量	t	11	73.3	0.879	<0.05
6	パン製造業	○	58	売上高	百万円	54	93.1	0.953	<0.05
7	麺類製造業	○	86	売上高	百万円	78	90.7	0.963	<0.05
8	豆腐・油揚製造業	○	185	売上高	百万円	181	97.8	0.930	<0.05
9	冷凍調理食品製造業	○	80	売上高	百万円	72	90.0	0.807	<0.05
10	そう菜製造業	○	104	売上高	百万円	96	92.3	0.818	<0.05
11	すし・弁当・調理パン製造業	○	89	売上高	百万円	86	96.6	0.927	<0.05
12	食料・飲料卸売業（飲料 を中心とするものに限 る。）	○	18	売上高	百万円	15	83.3	0.962	<0.05
13	食料・飲料卸売業（飲料 を中心とするものを除 く。）		45	売上高	百万円	41	91.1	0.083	>0.05
14	各種食料品小売業	○	474	売上高	百万円	461	97.3	0.931	<0.05
15	菓子・パン小売業	○	34	売上高	百万円	28	82.4	0.851	<0.05
16	コンビニエンスストア	○	24	売上高	百万円	24	100.0	0.881	<0.05

平成24年度発生抑制目標値達成状況一覧

発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の名称	平成24年度定期報告事業者未達成率(未達成事業者/全事業者)	
肉加工品製造業	売上高	=15/69	21.7%
牛乳・乳製品製造業	売上高	=19/82	23.2%
味そ製造業	売上高	=2/26	7.7%
しょうゆ製造業	売上高	=20/54	37.0%
ソース製造業	製造数量	=1/16	6.3%
パン製造業	売上高	=15/73	20.5%
麺類製造業	売上高	=15/99	15.2%
豆腐・油揚製造業	売上高	=29/187	15.5%
冷凍調理食品製造業	売上高	=10/96	10.4%
そう菜製造業	売上高	=13/137	9.5%
すし・弁当・調理パン製造業	売上高	=19/109	17.4%
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	=5/25	20.0%
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高	=18/61	29.5%
各種食料品小売業	売上高	=39/449	8.7%
菓子・パン小売業	売上高	=6/31	19.4%
コンビニエンスストア	売上高	=4/24	16.7%

平成24年に目標値の設定に当たって更なる検討が必要と整理された13業種の設定条件の精査

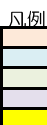
No	業種	区分	平成23年度実績						
			報告 件数	発生量と密接な 関係をもつ値		件数	割合 (%)	相関係数	t検定 (p値)
				名称	単位				
1	その他の畜産食料品製造業		104	製造数量	t	83	79.8	0.217	<0.05
2	その他の水産食料品製造業		159	売上高	百万円	137	86.2	0.066	>0.05
3	食酢製造業		8	売上高	百万円	3	37.5	0.655	>0.05
4	その他の調味料製造業		75	売上高	百万円	62	82.7	0.459	<0.05
5	あん類製造業		4	—	—	—	—	—	—
6	他に分類されない食料品製造業		272	売上高	百万円	256	94.1	0.143	<0.05
7	蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎製造業を除く。)		29	製造数量	kL	15	51.7	0.484	>0.05
8	その他の農畜産物・水産物卸売業		11	売上高	百万円	6	54.5	▲0.631	—
9	野菜・果実小売業		3	—	—	—	—	—	—
10	酒小売業		5	—	—	—	—	—	—
11	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)		35	売上高	百万円	34	97.1	0.207	>0.05
12	沿海旅客海運業		0	客数	人	—	—	—	—
13	内陸水運業		0	客数	人	—	—	—	—

定期報告業種区分改訂一覧表

74業種	75業種
部分肉・冷凍肉製造業	部分肉・冷凍肉製造業
肉加工品製造業	肉加工品製造業
牛乳・乳製品製造業	牛乳・乳製品製造業
その他の畜産食料品製造業	その他の畜産食料品製造業
水産缶詰・瓶詰製造業	水産缶詰・瓶詰製造業
海藻加工業	海藻加工業
塩干・塩蔵品製造業	塩干・塩蔵品製造業
水産練製品製造業	水産練製品製造業
冷凍水産物製造業	冷凍水産物製造業
冷凍水産食品製造業	冷凍水産食品製造業
その他の水産食料品製造業	その他の水産食料品製造業
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く。)	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く。)
野菜漬物製造業	野菜漬物製造業
味そ製造業	味そ製造業
しょうゆ製造業	しょうゆ製造業
ソース製造業	ソース製造業
食酢製造業	食酢製造業
その他の調味料製造業	その他の調味料製造業
甘しや糖製造業	甘しや糖製造業
てん菜糖製造業	てん菜糖製造業
砂糖精製業	砂糖精製業
ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業
精米・精麦業	精米・精麦業
小麦粉製造業	小麦粉製造業
その他の精穀・製粉業	その他の精穀・製粉業
パン製造業	パン製造業
菓子製造業	菓子製造業
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)
食用油脂加工業	食用油脂加工業
でん粉製造業	でん粉製造業
麺類製造業	麺類製造業
豆腐・油揚製造業	豆腐・油揚製造業
あん類製造業	あん類製造業
冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業
そう菜製造業	そう菜製造業
すし・弁当・調理パン製造業	すし・弁当・調理パン製造業
レトルト食品製造業	レトルト食品製造業
他に分類されない食料品製造業	他に分類されない食料品製造業

74業種	75業種
清涼飲料製造業(茶、J-7、果汁など残さが出るものに限る。)	清涼飲料製造業(茶、J-7、果汁など残さが出るものに限る。)
清涼飲料製造業(その他)	清涼飲料製造業(その他)
果実酒製造業	果実酒製造業
ビール類製造業	ビール類製造業
清酒製造業	清酒製造業
単式蒸留焼酎製造業	単式蒸留焼酎製造業
蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎製造業を除く。)	蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎製造業を除く。)
製茶業	製茶業
コーヒー製造業	コーヒー製造業
米麦卸売業・雑穀卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業
野菜卸売業・果実卸売業	野菜卸売業・果実卸売業
食肉卸売業	食肉卸売業
生鮮魚介卸売業	生鮮魚介卸売業
その他の農畜産物・水産物卸売業	その他の農畜産物・水産物卸売業
食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)
食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)
各種食料品小売業	各種食料品小売業
野菜・果実小売業	野菜・果実小売業
食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)	食肉小売業(卵、鳥肉を除く。)
卵、鳥肉小売業	卵、鳥肉小売業
鮮魚小売業	鮮魚小売業
酒小売業	酒小売業
菓子・パン小売業	菓子・パン小売業
コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)
飲食店(食堂・レストラン)	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。) 食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)
飲食店(居酒屋等)	居酒屋等
飲食店(喫茶店)	喫茶店
飲食店(ファーストフード店)	ファーストフード店
飲食店(その他の飲食店)	その他の飲食店
持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く。)	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く。)
給食事業者	給食事業
沿海旅客海運業	沿海旅客海運業
内陸水運業	内陸水運業
結婚式場業	結婚式場業
旅館業	旅館業

注：今回発生抑制の目標値を設定する業種
 目標値の設定に当たっては更なる検討が必要な業種
 今の段階では目標値の設定は難しい業種
 今の段階では目標値の設定は不適切であると考えられる業種
 定期報告の区分が変更になる業種



食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書（概要）

平成 24 年 1 月 20 日
食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討 WG

1. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定にあたっての基本的考え方

発生抑制は、食品関連事業者が取り組むべき最優先事項であり、目標値の設定は食品リサイクル法改正時（平成 19 年）からの課題。また、「M O T T A I N A I（モッタイナイ）」は時代の要請であり、食品関連事業者のコスト削減に貢献。

一方、発生抑制によって生じるコストがコスト削減分を大幅に上回るようであれば、目標値の設定が、産業活動への過度な制約と捉えられ、定着が遅れる可能性がある。

このため、まずは発生抑制の重要性が高く、様々な取組が可能な業種（流通、外食、日配品等の製造業）のうち、データの整った業種から先行して実施。

2. 食品廃棄物等の特性を踏まえた目標設定についての考え方**（1）食品製造業**

食品製造業から発生する食品廃棄物等のうち、食品の製造に伴い必然的に発生するもの（畜水産物の骨・肉片等）は、製造ラインの見直しや新商品の開発等が必要となるため、短期間のうちに発生抑制の取組を行うことは難しい。

一方、流通との取引の結果発生する過剰在庫・返品等は、食用としてそのまま利用できる形態である上、受注精度の向上や商習慣の改善など、工夫次第で様々な取組も可能。

このため、過剰在庫・返品等が多い日配品等の製造業から先行して発生抑制を進めていく必要。

（2）食品流通業（食品卸売業、食品小売業）

食品流通業では、主に流通・調理・販売の過程で過剰在庫・破損品、調理くず、売れ残り等が発生するが、発注精度の向上、消費者への働きかけ等の多様な手法での発生抑制が可能。

また、過剰在庫や返品等によって発生する食品廃棄物等は、フードチェーン全体で発生しており、フードチェーンの要である流通業が率先して、発生抑制に努めていくことが必要。

(3) 外食産業

外食産業では調理・販売の過程で発生する食品廃棄物等（例えば、調理くずや食べ残し）が発生するが、販売数量に合わせた仕入、調理ボリュームの適正化など、多様な手法での発生抑制が可能であり、重要性は高い。

一方、外食産業の業態は多様であり、現時点では必要なデータが得られていないことから、データが整った段階で目標値を設定。

3. 発生抑制の目標数値及び期間の考え方

(1) 目標数値の考え方

発生抑制の実施が著しく低い企業を底上げし、業種全体での発生抑制に取り組めるよう、業種ごとに2カ年平均値に標準偏差を加味した値（7割程度の事業者が既に達成している値）を目標値として設定。

(2) 期間の考え方

再生利用等実施率目標と同様5年。ただし、当面は暫定的に2年間実施。

4. 発生抑制の目標値設定とともに取り組むべき事項

(1) フードチェーン全体での取り組み

商取引慣行が原因で発生する返品等は、各事業者が発生抑制の努力を促しても、フードチェーン全体での取組が行われな限り抑制は困難。このため、目標値の設定を契機に、関係者が発生抑制について話し合うことにより、商取引慣行の改善を図ることが必要。

また、食品廃棄物等の発生抑制は、川上の1次産業で1次加工を担うなど6次産業化の取組を活用することも望ましい。

(2) 消費者等を巻き込んだ取組

食品廃棄物等の発生は、消費者等の過度な鮮度志向も背景にあり、無駄となるものを消費者自らが把握すること等を通じて、無駄を意識した行動を起こす必要がある。

このため、目標値の設定を契機に、消費者等が食品廃棄物等の発生抑制の取組を行う事業者を応援するような環境コミュニケーションが形成されることが重要。

(3) 国や地方自治体による支援

国は、引き続きデータの整備と業種・業態の把握を行うとともに、地方自治体とも連携し、地域での取組を推進するほか、食品廃棄物等の発生抑制の普及啓発を積極的に行い、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組に積極的に関与することが必要。

■業種別発生抑制の目標値（平成24年4月より2年間）

業種	発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の名称	発生抑制の目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113 kg/百万円
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108 kg/百万円
	醤油製造業	売上高	895 kg/百万円
	味噌製造業	売上高	191 kg/百万円
	ソース製造業	製造量	59.8 kg/t
	パン製造業	売上高	194 kg/百万円
	めん類製造業	売上高	270 kg/百万円
	豆腐・油揚製造業	売上高	2,560 kg/百万円
	冷凍調理食品製造業	売上高	363 kg/百万円
	そう菜製造業	売上高	403 kg/百万円
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	224 kg/百万円
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高	14.8 kg/百万円
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高	4.78 kg/百万円
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	65.6 kg/百万円
	菓子・パン小売業	売上高	106 kg/百万円
	コンビニエンスストア	売上高	44.1 kg/百万円

※発生抑制の目標値については、有効数字の3桁で表示。

【参考】本格実施の際（2年後）に目標値を設定する業種

（発生抑制の重要性は高いが、今回はデータ不足により設定を見送る業種）

水産缶詰・瓶詰製造業、水産練製品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、野菜漬物製造業、菓子製造業、食用油脂加工業、レトルト食品製造業、清涼飲料製造業、食肉卸売業、食肉小売業、卵・鳥肉小売業、外食産業（食堂・レストラン、居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、給食事業）、結婚式場業、旅館業